

福岡県医発第1136号(地)
平成20年8月21日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金
算定基準の一部改定について

標記の件につきまして、昭和57年5月11日付け基発第326号—1により取り扱われているところですが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給基準が改正されたことに伴い、別紙「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準」のとおり改め、平成20年8月1日以降の施術に係るものから適用する旨、福岡労働局より通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



福岡労収基第 997号
平成20年 7月31日

福岡県医師会長 殿

福岡労働局長
(公印省略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記について、平成57年5月11日付け基発第326号-1により取り扱
っているところですが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩
マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給基準が改正されたことに伴い、
別紙「労災保険あん摩マサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準」
のとおり改め、平成20年8月1日以降の施術に係るものから適用することと
しましたので、貴会会員に周知徹底方お願いいたします。



(別添)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成20年8月1日以降の施術)

初 検 料			2,250 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する
往 療 料			2,230 円	注 1 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については 2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,510 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 3,940 円	
	マッサー ジ	マッサージを行っ た場合	1 日 1 回限り 2,510 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサー ジ（結合組織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサー ジ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		温電法を併施した 場合	1 回につき 90 円加算	
		変形徒手矯正術を 行った場合	1 肢につき 530 円	
	はり又はきゅうと マッサージの併用		1 日 1 回限り 3,940 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を 行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする 特殊マッサージ（結合組織マッサージ、関節マッサージ、 内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には 所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病 労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の 範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧 師にあつては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、 はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及 び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線 器具を使用しても 1 回として算定する。
休 業 証 明 料			1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明

(参考)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定内容

1 往療料

2,240 円 → 2,230 円

2 施術料

(1) はり、きゅう

① 1 術の場合

2,500 円 → 2,510 円

② 2 術（はり、きゅう併用）の場合

3,930 円 → 3,940 円

(2) マッサージ

① マッサージを行った場合

2,500 円 → 2,510 円

(3) はり又はきゅうとマッサージの併用

3,930 円 → 3,940 円